

その他 よくあるお問い合わせ

Q 入会金、業者が請求する交通費、紹介料は補助の対象ですか。

A **対象です。**

Q シルバー人材センターの家事代行サービスも利用の対象ですか。

A **対象です。**

但し、個人名の領収書は請求不可です。シルバー人材センター名と作業内容を記載してもらってください。

Q 年末の大掃除を家事代行業者をお願いした場合に補助対象になりますか。

A **補助対象となります。**

Q 家事支援サービス業者が行う掃除とハウスクリーニング業者が行う掃除の当日併用は出来ますか。

A **併用出来ます。**

Q エアコンクリーニングと排水管清掃をそれぞれ別日に頼みました。どちらも請求できますか。

A **できません。**

エアコンクリーニングと排水管清掃はそれぞれハウスクリーニングにあたります。ハウスクリーニングは年度内14日のうち御利用できるのは1日のみなので、どちらか1つのみ請求可能です。

Q 回数券等の先払いチケットを購入し、家事支援サービスを利用した場合、どうしたらいいですか。

A その場合は、先払いしたチケットの領収書とサービスを利用した日の領収書をどちらも**一緒に添付**してください。

Q 住居ではなく、実家で行った家事代行も請求していいですか。

A **できません。**

御利用は会員の居住する住居に限ります。

1 1 事業参加条件について

利用日に会員資格を有していること。

(請求書提出時の資格は問わない)

担当：教育局教育総務部福利課
厚生担当

電話：048-830-6703